

令和4年11月2日

青森県教育委員会第886回定例会

期 日 令和4年11月2日(水)
場 所 教育庁教育委員会室

会 議 次 第

1 開 会

2 報 告

○報告第1号 青森県生涯学習審議会答申について 1

3 閉 会

報告第1号

青森県生涯学習審議会答申について

青森県における新しい時代の生涯学習・社会教育の推進の在り方に関する下記の事項について青森県生涯学習審議会から答申書が提出されたので、報告します。

記

- 1 多様な人々のつながりと新しい技術の活用による生涯学習・社会教育の推進について
- 2 地域全体で子どもを育む家庭教育支援の在り方について

参 考 資 料

第 8 8 6 回定例会（令和 4 年 1 1 月）

- 報告第 1 号
青森県生涯学習審議会答申について

P 1 ~ P 2

青森県生涯学習審議会による答申の概要

1 県教育委員会からの諮問について

- (1) 期日 令和2年1月27日（第1回生涯学習審議会）
(2) 内容 「青森県における新しい時代の生涯学習・社会教育の推進の在り方について」

2 答申書の概要

- (1) 「多様な人々のつながりと新しい技術の活用による生涯学習・社会教育の推進について」

① 現状と課題

生涯学習の分野における世界的な流れとして、包摂的な社会の実現が求められているが、県内では障害者やひとり親家庭、外国人など社会的に困難を抱える住民への学習支援が不十分な状態であり、全ての県民が生涯を通じて学ぶことができる環境の整備が課題となっている。

また、新しい技術を活用した学びや働き方が急速に広まった一方で、県内では社会教育施設の ICT 環境は必ずしも十分に整っているとは言えず、新しい技術の活用による生涯学習・社会教育の推進が課題となっている。

さらに、社会が大きく変化し、学びも多様となっている中で、県内でも退職後も学び続けるシニア世代や、地域活動に参加する若者が増えているが、生涯学習の成果を実際の活動に生かすとともに、その活動を踏まえてさらに学びを深め広げていくという学びと活動の循環が重要となっている。

② 具体的方策

ア 「誰一人取り残さない」包摂的な社会の実現のため、全ての県民が生涯を通じて学ぶことができる環境づくり

(ア) 他者を理解し受け入れる学びの機会の充実

- ・ 貧困問題への学習機会の創出
- ・ 様々な困難を抱える若者の居場所の確保
- ・ 障害者への支援の強化
- ・ 困難を抱える住民へのアプローチの工夫

(イ) 社会的包摂を学ぶ機会として、防災に関する情報提供や学習機会の充実

- ・ 防災を学ぶ必要性
- ・ 様々な困難を抱える住民の理解促進

イ ICT等の新しい技術を活用した学びの在り方

(ア) ICTを活用した学びの新たな可能性

- ・ ICTを活用するための公民館機能の強化
- ・ 他機関との連携・協働による実践
- ・ デジタル・ディバイドの解消

(イ) 「オンラインによる学び」と「対面による学び」の組み合わせ

ウ 学びと活動の循環の促進

- (ア) 多様な世代の人々が学びと活動に参加する環境づくり
 - ・学習成果を生かす場づくり
 - ・多様な世代の人々が学習へ参加する仕組みづくり
- (イ) 学びの活性化による地域づくり
 - ・多様な世代の学びによる地域の活性化
 - ・コーディネート機能の強化
- (ウ) 生涯学習・社会教育の広がりと充実のための連携・協働
 - ・多様な活動を支えるための資金調達の工夫
 - ・外部機関との連携・協働
 - ・行政組織内の連携強化

(2) 「地域全体で子どもを育む家庭教育支援の在り方について」

① 現状と課題

本県の家庭教育を取り巻く環境は、家族構成の変化や地域における人間関係の希薄化などにより大きく変化しており、親が身近な人から子育てについて学んだり助け合ったりする機会が減少するなど、家庭教育を行うことが困難な状況となっている。

そのため、相談体制の整備及び行政や地域住民、学校、企業、NPO等の多様な主体の連携、家庭教育支援活動に携わる様々な人材の確保や資質向上等、地域全体で子どもを育む家庭教育支援の充実が求められている。

② 具体的方策

ア 多様なニーズに応える家庭教育支援活動の更なる活性化

- (ア) 相談体制の整備と周知
 - ・気軽に相談できる柔軟な相談窓口
 - ・専門機関へつなぐ相談体制
 - ・相談窓口の周知
- (イ) 行政や地域住民、学校、企業、NPO等の多様な主体の連携方策
 - ・支援の手とつながりにくい家庭への支援
 - ・団体間の包括的な活動支援
 - ・企業による取組の推進

イ 新しい家庭教育支援の普及啓発・学習機会の方向性～「講座主義」からの脱却～

- (ア) 親同士や地域とのつながりをつくる取組の推進
- (イ) 参加しやすい環境の整備
- (ウ) 親や地域住民に向けた情報発信・提供

ウ 家庭教育支援活動に携わる人材の育成・確保

- (ア) 家庭教育を支援する人材の育成・派遣
- (イ) 家庭教育を支援する人材の力量形成の必要性
- (ウ) 子育てを通じて地域がつながる環境づくり
- (エ) 家庭教育支援団体の継続的な運営